７　◇委任状について◇

各種手続きや、戸籍謄本・住民票などの証明書の請求の際、代理人（同一世帯以外の方）が手続きを行う場合に、委任状が必要になる場合があります。

委任状は、必ず委任者（頼む方）が、次のページに掲載している委任状（または任意の様式でも結構です）に自書していただき、原本をお持ちください。

代理人（頼まれて窓口に来る人）の方のご本人確認をさせていただきますので、免許証などの身分証明をお持ちください（写真付きの身分証明をお持ちでない場合は、健康保険資格確認書や診察券など名前・生年月日等が確認できるもの２点をお持ちください）。

ご不明な点は、町民課戸籍住民班（0463-71-3318）へお問い合わせください。